

令和6年第1回松野町議会臨時会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和6年7月5日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和6年7月5日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 康幸 5 番 安西 博文 2 番 森岡 健治 6 番 山石 恭助 3 番 山崎 匡 7 番 赤松 紀幸
不 応 招 議 員	4 番 山田 寛二
出 席 議 員	1 番 加藤 康幸 5 番 安西 博文 2 番 森岡 健治 6 番 山石 恭助 3 番 山崎 匡 7 番 赤松 紀幸
欠 席 議 員	4 番 山田 寛二
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 副 町 長 八十島 温夫 総 務 課 長 友岡 純 防災安全課長 中井 和彦
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 2 番 森岡 健治 3 番 山崎 匡
会 期 の 決 定	令和6年7月5日（1日間）

◇ 議事日程

1 開 会 宣 言

2 町長議会招集挨拶

3 諸 般 事 項 報 告

4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	議案 3 7	工事請負契約の締結について

5 閉 議

6 閉 会

議 長	ただいまから、令和 6 年第 1 回松野町議会臨時会を開会します。 (9 : 3 0)
議 長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは議会の開会にあたりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。 本日、令和 6 年第 1 回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。 7 月に入り、梅雨も終盤を迎えましたが、全国各地で大雨による被害が発生しているようです。幸い、本町には大きな影響はなく、安堵しているところですが、梅雨が明ければ次は台風シーズンを迎えますので、警戒を怠らず、町民の皆さんとともに、災害への備えに万全を期したいと考えております。 また、既に今日も朝から大変暑くなっておりますが、今年の夏は猛暑となると予想されております。熱中症などに気をつけられて、近年の異常気象に対処していただきますようお願いいたします。 これも異常気象、温暖化の影響でしょうか、本町特産の梅と桃が今年は大きく生産量を落としています。梅は春先の天候不順、桃はカメムシの大量発生が主要因と考えられておりますが、どちらも本町は県内有数の産地であり、農家の主要な収入源となっております。産地として継続ができますように、何らかの救済策が必要ではないかと判断しておりますので、今後の定例議会等において、予算措置などをお願いすることもあるかと思います。御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。 さて、今期臨時会に御提案申し上げます案件は、工事請負契約の締結 1 件であります。 議案の詳細につきましては、後程それぞれ御説明申し上げますが、

議	長	何とぞよろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 議会議招集の挨拶といたします。 よろしく願いいたします。 次に、今期臨時会に関する諸報告をします。 まず、今期臨時会に提出される案件を報告します。 今回提出される案件は1件であって、この議案番号、件名の詳細は、 お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。 続いて、本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりで す。御承知をお願いします。
		次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出 席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知 をお願いします。
		これから、本日の会議を開きます。 (9:34)
議	長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番森岡 健治議員、3番山崎匡議員を指名します。
		日程第2 「会期決定の件」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。
		日程第3 議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題と します。 町長に提案理由の説明を求めます
坂本町議	長	「議長」
		「坂本町長」

坂 本 町 長	それでは、提案理由を御説明申し上げます。 議案第 3 7 号「工事請負契約の締結について」本案は、防災情報等伝達設備更新工事につきまして、去る 6 月 2 6 日に一般競争入札を執行いたしました結果、愛媛県松山市衣山 5 丁目 1 5 3 6 - 6、四電エンジニアリング株式会社松山支店支店長稲月稔氏が、消費税を含め 4 億 2 6 0 万円で落札をいたしましたので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の定めるところにより、議会の議決をお願いするものであります。 よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
2 番 森 岡	「議長 2 番」
議 長	「森岡議員」
2 番 森 岡	それでは質問させていただきます。 回答のほうは執行権者の町長並び現場、内容を進めてきた担当課長、よろしく願いいたします。 さて、入札とは私の考えは、町民福祉の向上と地域の活性化を前提とした上で、公平性を期するために、競争性をもって、町税を含む公費を有効に利用することを目的として執行するものだと考えております。 そこで伺います。大きく 3 点についてです。 なぜ一業者のみの入札参加になったのか。設計に問題はなかったのか。例えば、設計書の中身が特殊な機器類等を採用したために、どのメーカーも参加できなくなったのではないか、不思議に思っておりません。これが 1 問目です。 2 問目に、役場として予算価格設定のため見積もりを取る行為があると思います。金額も高額のため、5 社程度から見積もりを取った上で価格設定されると思いますが、どのような手順を踏んだのか説明願います。これが 2 問目です。

八十島副町長 議 長 八十島副町長	3問目に、入札公告の中で9番目に、地元の優先発注とありますが、その中に、熟知した町内または北宇和郡内の業者へ発注するよう努めることとなっているが、これは施工体系図いうものが、請負業者から提出されてくるんですが、これのいつの時点で、熟知した業者と判断されるのか、具体的に熟知とは具体的にどういう意味を持つのか。このこと、その熟知っていう言葉に、どういう基準で誰が判断するのか、このことについて説明していただきたいと思います。 「議長」 「副町長」 はい。 まず1点目の入札で最終的に一事業者になったのは、というふうな話がありましたけれども、今回、入札の方式をとる場合に、様々な角度から指名競争入札とか一般競争入札にするとかJV方式を取るとか、そういうふうないろいろな観点を考えましたところ、まずJV方式では、施工の種別といいますか、基本的に情報通信というくくりがございましたので、ここの地元の業者等々については、基本的にそちらの方の該当がほとんどございません。そういうことであれば競争性とかいろんなことがございまして、そこはとりあえずJV方式はやめようと。で、一般競争入札にすれば、基本的に今回の事業費4億余りですけれども、やはり施工能力を担保するというのが一番にあります。そして今回、一般競争入札において、これは入札参加資格等々をとりあえずは審査はするんですけれども、その上でですね、工事概要やその参加資格については、入札公告において広く知らしめられておりますことから、ここで、いわゆる競争性や公平性っていうものは担保されているというふうに解釈をされています。 結果的に、一業者になったということについては、その深いことは分かりませんが、結果的にその業者自体が施工能力があるわけですから、それが有効である、入札自体も有効であり、問題はないというふうに私どもは判断をしております。
----------------------------------	---

2 番 森 岡 議 長	以上でございます。 「議長」 「森岡議員」
2 番 森 岡	私、町長、町長と答弁という言い方をしたわけなんです、副町長答えていただきましたが、ということは、副町長全責任持って答えられるということで、お伺いいたしますが、私は各メーカーさん十分参加できると思うんですよ。この一般競争にしても、ここで、なぜこの一業者にこだわったのか、が、理解できないんですけども、この一メーカーさんですね、一メーカーさんにこだわったのかというところ、ここなんです。これが今一度説明していただきたいんですけども、これは金抜き設計書の写しを提出していただきたいんですが、これ見たら、おおよそは見当がつかますが、設計の段階なのか、行政が担当で、こういう企画を構想を考えているところで、一メーカーさんにこだわったような仕様が自然とでき上がったんじゃないかなと思ったりもいたします。その辺がもう一度、もし地元の発注と考えられるなら、なぜ、機械の機器のみでの、例えばプロポーザルなり、一般競争なりの入札方法もあったんじゃないかなと、工事部分だけの発注いう考え方もできんことはなかったと思います。このことと、申し訳ございません、3回まででいうことをできる限りって言われてますんで。 次に現在の機器で不安があるのは、拡声器アンプと拡声器増幅器とそれから交換柱、これが交換柱は多分50年ほどは経っていると思うんですけども、どのようにいいものを導入しても、普段の管理すらできないところに100%の性能を生かすことはできないのではと考えます。現在使用してるシステムは、鬼北町情報センターUーキャットの事務所にあるサーバーから接続されている三菱電機の光変換器のONUで、あと告知端末はNECで、増幅器部分はパナソニックのシステムであるため、一メーカー仕様にこだわる必要があるのかなと、思います。この辺は何か私にとって考えたら、クエスチョンがつくところです。これをいろんな角度からやっていけば、この価格、入札価格

も、私が考えるには5千万ほどは安くなったんじゃないかな。また競争入札があっただけでも、この価格より今ほど提示されてる価格よりも2千万は安くなったはず。町民の今、物価高騰とかいろんなことで皆さん苦勞されてる中で、余りにも起債、優良起債でって言われますが、確かに理解もできんことはないんですけども、町民のことを考えて、どうなのかなと思います。

これともう1点、災害時に機器の不具合が出た時は、迅速な対応ができるシステムを組み立ててあるのか、それと、町民にとって、安くて安心で、災害時に速やかに対応ができること、地元住民福祉の向上のために努めること、このことについてもお答えください。

また、商工業のこの近隣の商工業の育成並び地域の活性化、競争性についてもお答えください。

もう1点、最後9項目目の地元への優先発注のところ。入札公告の9項目の下請け等についてですが、どの範囲からを想定されているのか、明確に説明していただきたい。また、この項目に記載されていることは遵守すべきものであると考えますので、その辺は、よく考えて発言していただきたいと思います。ここでいう下請けとは、全ての下請け業者なのか、下請け、一次から二次、三次、四次、様々ありますが、その辺はどうなのか説明していただきたい。

また、一般的に、2次下請けでは、ここの項目に記載してありますんで、これは言ってるわけですが、一般的に2次下請けになると、雑材、消耗品は多少のことはあっても、資材とか機器は、ほとんど含みませんので、公告に記載されてますがどのように対応されるおつもりか、お答えいただきたいと思います。

もう1点、申し訳ないですね。ここで建設業法の第23条に、下請人の変更請求という条文がありますがご存じでしょうか。この辺もお伺いいたします。

以上です。

坂 本 町 長

「議長」

議 長 坂 本 町 長	「坂本町長」 はい。 まずお断りしておきたいのが、こちらは誰が答弁してもそれは理事者側の答弁ですので、先に副町長が答弁したから、後、副町長が責任持ってやれとか、担当課長がやれとか、町長がやれとか、そういう御指摘は、これからはやめていただきたいと思います。 まず1点目からですね、もう1回副町長の答弁とダブるかもしれませんが、今回一業者の入札になったということ。これは私は、結果的にそうなったというふうに思っています。私たちは、議会で認められた予算を、公平に一般競争入札というやり方で、入札に付しました。その結果、それぞれ業者さん、御都合もあろうと思いますし、手持ちの工事のこともあろうかと思っています。予算面での制約もあろうかと思っていますので、その中で1社だけ、今回提案しております四電エンジニアリングさんが応札にきてくれたと。それはもう公平性を担保しているというふうに私は思っております。 今ちょっとお話お聞きしまして、何か特定のメーカーに何か付度があるのか何か癒着があるのかというようなことにも聞こえかねないようなことがあったんですけれども、そんなことはありません。四電エンジニアリングさんも、特定のメーカーに依存したような業者さんではないと思います。 そういった中で、今このIPシステムを使った防災情報というのは、もう既にあるわけです。庁舎内に。そのシステムと今回整備するスピーカーを中心とした外部端末、それはどうしても接続、互換性がないといけないわけですね。そうじゃないと、先ほど御説明しましたような新しい機能が使えない、また起債も有利な起債もただの更新では起債の対象とならないわけですから、新しい機能を入れて初めて起債対象となるわけですから、これは絶対譲れないわけです。 今の既存のIP機器と互換性があることを条件とする。これは私は決して不公平ではないと思っています。そのことにつきまして特定のメ
------------------------	---

一カーを指定したつもりはありません。

例えば役場内にあるメーカーと、違うメーカーでも互換性があれば、私はそれで十分だというふうに把握をしております。そういった指示をしておるところでございます。

そういったことで今回の見積もり、入札そのものが、例えば、例えばですよ、官製談合とか癒着とかあれば、それは我々として反省をして、厳しく自分自身を対処しなければならないと思っておりますけれども、今、私が把握してる状況では問題がないというふうな判断で、この入札結果を、契約の締結を上程をしているわけでございます。

後、下請け、地元業者の優先の件なんですけれども私は、仕様書でも書いておりますし、また今回落札業者が決定をしましたら、自らがですね、地元業者をなるべく使ってもらうように、そのお願いはしていこうというふうに思っております。

ただ、じゃあどの業者さんがその元請業者と、つながりがあってどの業者さんが不利になるかということは分かりません、私には。そこまで付度する必要は、するべきではないと思っております。そういう中で、一般的に、まずは町内の業者さんを優先して欲しい。その上で、それが駄目なら、北宇和郡なり宇和島市内の下請け業者さんに、仕事を分けてください。これもですね、元請業者の判断になりますから、我々としては強くお願いはしますが、じゃあ下請け使おうてくれんのやったら、この契約破棄とかそんな野暮なことは絶対ありません。そういった意味で、今回、私は自信を持って、この契約案件は、公正に執行されたと、そして適正な予算措置であるというふうに思っております。

これ以上ですね、何か業界の中のことを持ち込まれまして、何かこの事業全体が、あたかもこう、何か隠れた部分があるんじゃないかなというような誤解を生じさせるようなことは、私は決してあってはならないというふうに思っておりますので、そういった御理解をいただいたらと思います。

2 番 森 岡 議 長	「議長」 「森岡議員」
2 番 森 岡	はい。 それでは町長今ほど説明いただきましたが、結果的に1社になった。私これをなぜかっていう、ここはですね、1社になったことが、これは必ずしも絶対2社じゃないと。1社になっては駄目だといって言ってるわけではないんですよ。 これまでの、それまでの段階で、なんで1社しかないような、その設計書並び設計書の内容ですね、その辺があるんやないかなと、先ほど設計書を提示していただけてませんかっていうことを言ったわけなんですよ。 企業が談合しようが、官製談合しようが、その辺は私らのほうも分かりません。私もそれを言ってるつもりはないんで、ただ不思議に思うっていうところだけです。それは。だから、行政として、どこからもつかれない入札の執行がなされていけばいいんやなかったんかなと思いますけども、ですから、町長今ほど言われましたが、互換性があるメーカーがあれば構わない。当然ですよ。ですからこれの、じゃあそこを、この段階で各メーカーに公告なりして、そうか一般指名して入札をプロポーザルで、例えばその各メーカーの提案を聞くなり、そういう行為をしたのかっていうところなんですよ。それがあって初めてこういうシステムになるんやないかなと。 今の防災のやつが、いや松野町の今のシステムとマッチされないといけないって言われるのは、今、今現在でも同じなんですよ。できてるんですよ、その辺は。何かその辺、不思議に思っただけなんです。 それと、今ほど町長はじゃあこの9項目に記載された内容の下請け等に関しては、できる限り地元が発注するという項目は、崩れてしまいますよね。向こうの業者、メーカーの落札した業者が、もうこうですという言い方をされたら、町としては、幾ら努力しても、向こうは

	応じないというように僕はとったんですけども。その辺、後、ちょっと申し訳ないです、もう４回目になったら困りますんで、ここで建設業法の２３条は、注文者は下請人に対して、建設工事の施工に著しく不相当と認める下請人があるときは、その変更を請求することができる。ただしあらかじめ注文者の書面により承諾を得て選定した下請人についてはこの限りでないとなっておりますので、この辺は町として、よく考えた行動ができるんじゃないかなと思っております。 とりあえずそういうところで、質疑は終わらせていただきますが、町長、最後に、答弁よろしくお願いします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 まずですね、互換性がある他のメーカーでもＯＫですってということで、私ども言ってるんですが、じゃあ今回一般競争入札なんで、資格のある例えば、業者さんが、じゃあうちはその役場と同じものじゃなくてこっちのメーカーでもできるんだから、こっちのメーカーのものでやりますって判断をそれは、応札業者さんのほうの責任じゃないですか、営業努力じゃないですか。いやいやえっとですね、我々は公平な立場で、今回の入札執行をしております。そん中で何度も言うように役場の中の既存の機器と互換性があるもの、相互性があるものを条件にしておりますけれども、したら条件に合ったものを、自分たちが業者さんがですね、応札しようとする業者さんが、じゃあこういうものを使えばできるという判断をして、応札していただければ、それで十分勝負になると思うんですよ。 ただ私たちも、それを、ただその業者さんの努力だけに依存するのではなくてちゃんと設計業者とは、特定の業者に偏らずに、今回は参考見積もりとして３社から徴収するなど、事前の備えはしているところでございます。 あと、下請けなんですけれども先ほど言われましたように、じゃあ

2 番 森 岡 議 長 議 長	落札業者が拒否したら、何も言えなくなるんじゃないかということですが、そういう最初から信頼関係をですね、前提としないような話は私はおかしいと思います。今までも、例えばこの庁舎建設の時も、地元業者を使ってもらうように、真剣に意見交換をしましてその結果、地元業者も使えたというふうに思っております。 今回も事業費がかなり高額になりますから、私としては元請業者に、可能であればなるべく地元業者使ってもらうようにそれは強力に呼びかけをしたいというふうに思っております。 以上です。 「議長」 申し訳ない1回だけ。 ちょっと待って。 一応、今、質疑、3回目になりましたもので、特にあればもう1回だけ許可しますもので、これを最後としてください。 「森岡議員」 町長、誤解しないようにしてください。 私が先ほど言ったのはその設計でして、入札にかけるまでのことですんで、ですから設計書に載せる段階で、町が計画するでしょと。頭から、例えば、町がこういう感じで、ここ載ってますがAVCCという会社に、こういう形の設計をしてくださいというて、言うたのであれば、そこの設計会社から、国内会社、こういう町の希望なんだろうという形の見積もりを出してくださいということをやって、それから設計書に載せるのであれば、何ら、だからそこら辺はその町長先ほど3社って言われましたが、その資料は開示できませんかね。その辺が私はちょっと腑に落ちないところがありまして、普通であれば、設計士が、例えばですよ、申し訳ないんですけども、ここで今回こうされてるやつで、私がもし少し設計するなら、ここの業者の分はここ、でじゃあここのメーカーしかない品物は、3社から取れるわけがないんですよ、1社しか絶対。だからそれをする前に、各メーカーから取
--	---

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長 2 番 森 岡 坂 本 町 長 議 長 議 長 2 番 森 岡	れなかったんですかっていうことを言ってるわけなんで、これは設計士が取ったとって町長が言われてますから。それを信用するしかないとは思いますが、その辺がちょっと私は疑問に思ってるところであります。 以上です。 終わります。 「議長」 「坂本町長」 それでは最後の質問にお答えします。 重複になりますが、御指摘のとおり、設計業者から3社に見積もりを取っております。それも含めまして、実施設計を立ち上げて、私どもの方に納品をしていただいているということでございます。 後1点なんやったかな。 開示請求。 そう、開示請求。もうこれはですね、文書公開の条例に基づきまして、請求していただいたら、我々の方で大丈夫だと思いますけれども、開示できる範囲で開示はさせていただきますと思います。 ほか質疑ありませんか。 これで、質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第37号は即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第37号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 「議長」
--	--

議 長	「森岡議員」
2 番 森 岡	議案第 3 7 号「工事請負契約について」反対の意見を述べさせていただきます。 今また失礼な言い方するかもしれませんが、何とぞ町のことを思うあまりのことでお許しをいただきたいと思います。 工事名は、防災情報等伝達設備更新事業であるが、なぜ入札業者が 1 社だったのかなかなか理解できません。 設計以前の行為で、特別な偏った設計になってたのではないかなと。入札参加者が断念するしかなかったのではないかなと、いろいろ思いをしますところではありますが、発注に。そういうことで発注になっているのではと推測いたします。 もしこれが、この時点で 1 社だけじゃない他の 2 社、3 社あれば、今のこの入札最低限価格で、2 千万ぐらいは安くなってたんじゃないかなと思いますが、町として、地元の発展、活性化に取り組む入札執行をするべきだと思います。 公告に地元の優先発注と記載されてますが、確約できるものではないと思いますが、町長が、いや書面にあることは必ず実行すると言われましたら、この部分の内容に関しては別ですけども。 町長に言わせてもらいます。 日頃、『小さな町の大きな挑戦』と言われますが、今回のような無様な入札執行をしていると、地元商工業、町の発展はなくなりますよと、余りにも安易な考えで進めていると、今回のような事態になり、もう少し考えていただきたいと思います。 私はこの案件につきましては公平な設計並び、入札の執行がなされてないので工事請負契約の承認は、することができません。 以上、各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。 以上です。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)

議	長	これで討論を終わります。
		これから、議案第 37 号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 多数)
議	長	起立多数です。
		したがって、議案第 37 号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	これで会議を閉じます。(10 : 09)
		町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思いをします。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	はい。
		それでは第 1 回臨時議会の閉会にあたりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。
		議員各位におかれましては、提出案件につきまして、慎重な審議を経て議決をいただき、ありがとうございました。
		今後も御意見をいただきながら、円滑な事務事業の推進、執行に役立てて参りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。
		先般開催された松野の里美しくする協議会において、明後日 7 月 7 日日曜日が広見川等清掃活動の実施日と決まり、住民総参加で美しい松野町の里づくりの活動が展開されることとなっております。町民の皆様にはどうか、御参加をいただきますように、議員各位からも呼びかけをお願いいたします。
		さて、やがて梅雨も明け、いよいよ夏本番を迎えます。例年にも増して暑い夏となるという予想もありますので、クーリングシェルターという場所を設置することとしました。これは熱中症特別警戒アラートが発表された際に、暑さを避けて避難できるように、公共施設を一部開放するもので、本庁では、役場庁舎、吉野生支所、保健センター、

議 長	ふれあい交流館、松丸駅待合室等を指定し、町ホームページでお知らせしておりますので、御承知おきをお願いいたします。
	そのような時期でございますので、議員各位におかれましては日頃より、体調管理に努めていただきますとともに、引き続き町政推進への御理解御協力をお願い申し上げまして、議会閉会の御挨拶といたします。
	ありがとうございました。
	以上で、令和6年第1回松野町議会臨時会を閉会します。
	(10:11)
	地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
	松野町議会議長
第1日目	松野町議会議員
	同 上